

鹿児島県環境影響評価条例の対象事業に風力発電所を追加することについてのパブリック・コメントの結果

- 1 実施期間 令和4年6月29日（水）～7月28日（木）
- 2 意見の件数 9件（5名）
- 3 提出された意見の概要，それに対する県の考え方等

番号	意見の概要	県の考え方等
①	<p>基本的に県の行おうとしていることに賛成いたします。</p> <p>金儲けのためならどんな手段を使っても貫徹しようとする企業や事業者の思い通りにさせないためにも，厳しい制限をかけて，人々の安心・安全を守ることが県として取組むべき姿だと確信しております。</p> <p>国よりもいつでも住民のすぐ近くにいる県が，細かな配慮をしてくれるよう切望しております。</p>	<p>今後，制度の適切な運用に努めてまいります。</p>
②	<p>環境影響評価条例の対象事業に風力発電所を追加することに賛成します。</p>	
③	<p>今回の条例改正を基本的に支持し，以下の意見を附帯します。</p> <p>国による対象規模緩和政策は，地域住民の風力発電による自然破壊への危惧を無視した拙速な政策と考えざるを得ません。このため今回の追加は，地域住民に国より密接な関係を持つ県において必要不可欠な判断であると考えます。</p> <p>なお，事例は少ないであろうと考えたいところですが，条例特定地域の規模要件はより低い規模，他県事例にも多い5,000kWとし，特に重要な自然地域を守れるようさらなる強化をしていただきたく，意見を附帯します。</p>	<p>県環境影響評価制度は規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を行おうとする者に対し，適正な環境配慮の確保等を目的とし，環境影響評価手続を義務付ける制度であり，その対象事業は小規模なものではなく，一定程度大きな規模の事業になります。</p> <p>今般，国は，風力発電所に係る法の対象規模を現行法下における適正な規模として出力3.75万kW以上へと変更しました。</p> <p>風力発電所については，これまで7,500kW以上を法の対象として環境影響評価手続が実施され，事業者による環境配慮や地域との対話プロセスにおいて一定の役割を果たしてきていることを踏まえ，県としては，変更前の対象規模を条例に引き継ぎ，一般地域，特定地域ともに7,500kW以上としたところであります。</p>

④	<p>本件につき賛成ですが、出来れば他の自治体と同様、対象規模を1万kW以上などに引き下げてください。</p> <p>いわゆる再生可能エネルギー施設は、日本の国土や気象の特性に合わない面も多々ありますし、本来の目的に反して自然破壊や災害につながったり、近隣住民の生活環境に障ってしまう恐れも孕んでいます。</p> <p>鹿児島の豊かな自然を損なってしまうことのないよう、慎重かつ適切な評価や事業検討を何卒宜しくお願いいたします。</p>	<p>なお、国は今回、法の対象規模を変更した経緯について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電所を法の対象事業に追加した当時は（平成24年）、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があること。 ・ その後、風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件（令和3年2月時点）となっており、法の手続を実施した全事業の約6割を、現在、法手続き中の全事業の約9割を風力発電所が占めるという突出した状態にあること。 ・ 従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあり、最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について5万kW以上、第二種事業について3.75万kW以上5万kW未満へと変更した。
⑤	出力の規模要件を0.5万kW以上を設定すべきであると考えます。	
⑥	対象規模要件はもっと厳しく、出力1,500kWとしていただきたい。	と説明しているところです。
⑦	近隣に既設の風力発電施設がある場合、乱立のリスクが生じ、一番近い風車から距離が取れない場合、累積的な環境への負荷が生じる懸念があるので、十分な離隔距離を設けることを条件とする条項が必要だと思えます。	<p>環境影響評価制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業が環境に及ぼす影響について、事業者自らにおいて、調査・予測・評価を行い、環境保全措置を検討した結果を公表し、一般の方々、地方公共団体から意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げる制度であり、御意見にある設置条件を定めることのできる制度とはされていないところです。</p> <p>一方で、県としては、これまでも累積的な影響について調査、予測及び評価を実施するよう知事意見で述べてきておりますので、今後もいただいた御意見を踏まえて、適切に対応してまいります。</p>

⑧	<p>新設する場所の1.5kmの範囲内に学校、住宅、その他の静穏を必要とする建築物が存在しないことを条件に加える必要があります。</p>	<p>環境影響評価制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業が環境に及ぼす影響について、事業者自らにおいて、調査・予測・評価を行い、環境保全措置を検討した結果を公表し、一般の方々、地方公共団体から意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げる制度であり、御意見にある設置条件を定めることのできる制度とはされていないところです。</p> <p>一方で、県としては、これまでも周辺環境への影響が見られるような場合には、適切に環境保全措置をとるよう知事意見を述べてきておりますので、今後もいただいた御意見を踏まえて、適切に対応してまいります。</p>
⑨	<p>鹿児島県は大都市に奉仕する再エネ植民地ではありません。立地自治体住民の身にもなってほしいです。自然環境は一度破壊されたら二度と元には戻せません。巨大な人工物は災害の原因にもなります。土砂災害日本一の鹿児島県です。利益目的の事業から子孫が生きる環境を守っていただきたいです。</p>	<p>環境影響評価制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業が環境に及ぼす影響について、事業者自らにおいて、調査・予測・評価を行い、環境保全措置を検討した結果を公表し、一般の方々、地方公共団体から意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げる制度であり、御意見にある設置を規制する制度とはされていないところです。</p> <p>一方で、県としては、これまでも周辺環境への影響が見られるような場合には、適切に環境保全措置をとるよう知事意見を述べてきておりますので、今後もいただいた御意見を踏まえて、適切に対応してまいります。</p>